

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	公 布 日	平成12年10月13日	
条 例 番 号	平成12年三重県条例第72号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日	
所管部局課	総務部人事課	電 話 番 号	059-224-2103	
条例の概要	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期付き採用、その際の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	公設試験研究機関において専門的な知識経験等を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進するために必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県行政に求められる専門性が高まっていることから、公設試験研究機関において専門的な知識経験等を有する人材を積極的に受け入れる必要性は、今後も一定程度見込まれる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	平成23年6月1日現在、任期付研究員は採用されていないため、条例に定められた事務は行われていない。(過去には採用実績あり。)	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	法律上、条例で定めることとなっている。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例がないと、任期付研究員の採用、採用後の給与支払い等に支障が生じる。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例がないと、任期付研究員の採用、採用後の給与支払い等に支障が生じる。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	職員の採用に関する条例であり、効果は県民全体に及ぶ。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	職員採用、給与に関する条例であり、県以外の主体との連携に及ばない。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない。	現在は任期付研究員がいないものの、条例がないと必要な時に採用することができないため、廃止はできない。上記各視点の検証結果からも、特に改正する必要はない。		無
				無